一般社団法人青森県学校薬剤師会講師謝礼支払規程

(目的)

第1条 この支払基準は、一般社団法人青森県学校薬剤師会が実施する研修会等に際し、謝礼を支払う場合の判断基準として必要な事項を定めることを目的とする。

(謝礼の種類)

- 第2条 謝礼の種類は、次の通りとする。
 - 1. 講師
 - 2. 支援者

(謝礼)

- 第3条 謝礼の金額は、次の通りとする。
 - 1. 講師は、会員講師は一律 30 分につき 5,000 円とする。 ただし、外部講師は知名度や功績等を考慮し、原則として 1 講演 100.000 円を 限度とする。
 - 2. 支援者は、研修会等において当会が認める支援をおこなう者(会員による座長、司会、ファシリテーター、総務、受付など講師以外の者に対し、旅費規程による支給額を支払うものとする。
 - 3. 謝礼は、研修会の参加人数や会場等、その規模を考慮して判断する。

(交通費)

第4条 交通費は、講師の場合、「一般社団法人青森県学校薬剤師会旅費規程」に準じて支給を行うこととする。

(改廃)

第5条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。